

健感発第0527001号
平成21年5月27日

各
都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

健康局結核感染症課長



退院に関する基準の考え方について

新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生に伴い、当該感染症の患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）法第26条で準用された第19条の規定に基づき入院勧告等を実施できることとしているが、退院の考え方について下記のように定めることとしたので、当該感染症の患者を受け入れる医療機関に対して、周知方願いする。

記

新型インフルエンザについて、法第22条第1項に規定する「病原体を保有していないことが確認されたとき」とは、症状が消失してから実施する24時間以上の間隔を置いた連続2回のPCR法により、鼻腔ぬぐい液、鼻腔吸引液又は咽頭ぬぐい液の検体から病原体の遺伝子が検出されないことが確認された場合であって、発症から7日間を経過しているときとする。

なお、退院させなければならない基準は上記のとおりであるが、患者（未成年者の場合は保護者を含む）が感染防止対策を理解し、退院後も実践でき、かつ適切な医療の提供が受けられると判断される場合など、法第19条に規定する「まん延を防止するため必要があると認めるとき」に該当しなくなったときには、入院勧告等を解除し、退院させることができる。